

一人ひとり一つひとつを大切に。

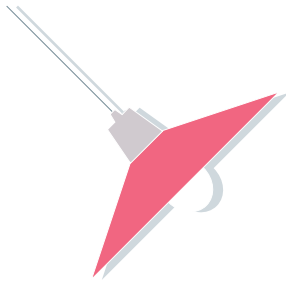
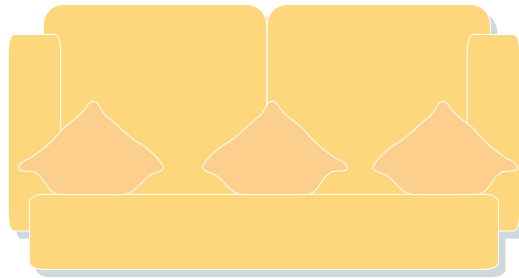


# ホームピカイチ

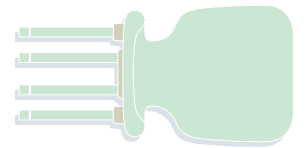
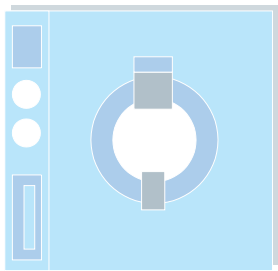
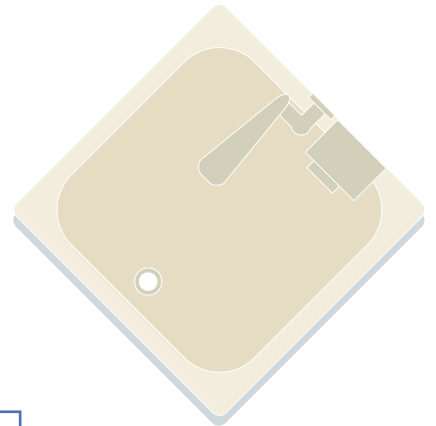
ホームライフ総合保険

●戸建プラン(A1、A2) ●マンション戸室プラン(E1、E2) ●家財プラン(K1)用

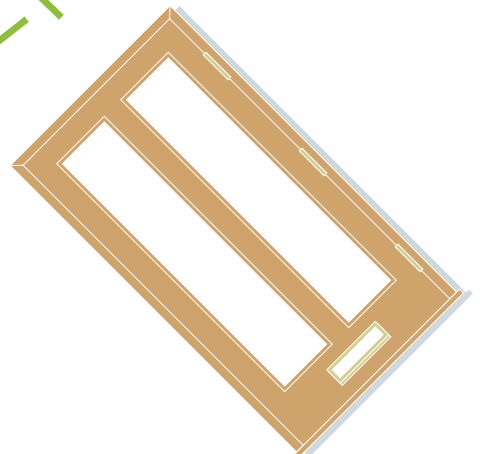
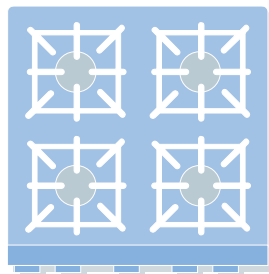
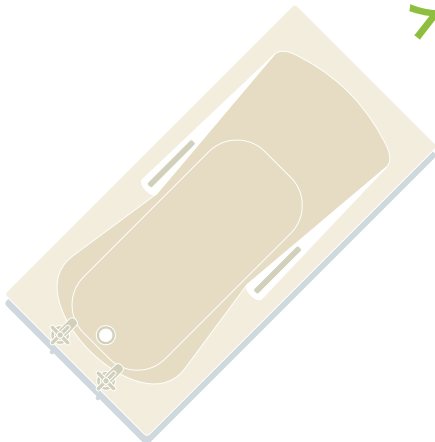
\* 大家さんプラン(B1、B2)、マンション賃貸戸室オーナープラン(F1、F2)、マンション管理組合プラン(Y1)につきましてはそれぞれのパンフレット、チラシ等をご覧ください。



充実の補償で、



ライフスタイルをサポート



# ホームピカイチって、 どんな火災保険なの？

充実の  
補償

## 大切なお住まいや家財を さまざまな事故から しっかりお守りします。

概要のご説明は **3ページ** をご覧ください。

「ホームピカイチ」は火災はもちろん、風水害などの自然災害から、盗難事故、破損事故などの人為的災害まで、さまざまな事故による損害を幅広く補償します。



充実の  
サービス

## お住まいのトラブルに 対応する無料サービスを ご利用いただけます。

概要のご説明は **4ページ** をご覧ください。

「ホームピカイチ」にご加入いただくと、お住まいのトラブルに対応するご加入者専用 無料サービス「暮らしのQQ隊」、  
「生活サポートサービス」をご利用いただけます。

最適プラン  
の選択

## お住まいやライフスタイルに 応じたご契約プランを ご用意しております。

概要のご説明は **5ページ** をご覧ください。

「ホームピカイチ」ではお住まいやライフスタイルに応じたご契約プランをご用意していますので、  
ピッタリの補償をお選びいただけます。

## 地震保険も お忘れなく！

詳しくは **15ページ** をご覧ください。

### 目次

概要編

用語のご説明	2
充実の補償	3
充実のサービス	4
最適なプランの選択	5

詳細編

建物（一戸建）の補償	7
建物（マンション戸室）の補償	9
家財の補償	11
オプション特約・割引	13
地震保険	15
従来の火災保険との比較	16

保険金等をお支払いする場合、 お支払いする保険金等の額、 保険金等をお支払いしない 主な場合	17
契約概要のご説明	21
ご契約にあたっての注意事項	裏表紙

### 用語のご説明

用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約条項（特約）	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険金	損害が発生したとき当社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約いただく保険・特約条項で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
再調達価額（新価額）	同等のものを新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額（貴金属・宝石、美術品等の場合は、その時およびその場所における価額）をいいます。
保険の対象	保険をつけた物（建物や家財等）をいいます。
保険価額	再調達価額（新価額）または時価額による保険の目的の評価額をいいます。
保険料	保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
保険期間	ご契約いただく保険契約で当社が補償する期間をいいます。
ご契約者	ご契約の当事者で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
被保険者	ご契約いただく保険・特約条項で補償を受けられる方をいいます。

# 大事な家や家財が、火事や台風、または空巢の被害にあったときどうしよう？

ホームピカイチなら「充実した補償」でお守りします！



もしも大切なお住まいや家財が火災で全焼してしまったら…。台風などによる風水害も最近増えているし…。でも、ホームピカイチに加入していれば大丈夫。大切なお住まいや家財をさまざまな事故からしっかりとお守りし、再調達価額基準による保険金のお支払いで、もとおりのお住まい・新品の家財を補償します。

補償内容の詳細は **7～12ページ** をご覧ください。  
従来の火災保険との違いは **16ページ** をご覧ください。

**ホームピカイチならここまで「安心」**

例えば…  
20年前に1,000万円で建築されたお住まいが、建築費の上昇により、再調達価額が1,200万円に。

20年前の建築費用 1,000万円  
今建て直すと1,200万円かかる「再調達価額」  
20年間の使用消費分を3割とした場合（-360万円）  
消費分を差し引くと840万円「時価額」

「再調達価額」…同等のものを新たに建築または購入するために必要な金額  
「時価額」…再調達価額から使用による消費分を差し引いた金額

そこに修理費<sup>(注1)</sup>が500万円かかる損害が起こった場合

**従来の火災保険**  
(保険金をお支払いする基準を時価額とした住宅総合保険)では…  
「時価額」を基準に保険金をお支払いしますので、再調達価額と時価額との差額を自己負担する必要があります。

保険金額 840万円 (時価額)	修理費 <sup>(注1)</sup> 500万円 の損害	損害保険金350万円 <sup>(注2)</sup> 消費分3割が差し引かれます。 <sup>(注3)</sup>
------------------------	-------------------------------------	--

**「ホームピカイチ」なら!**  
「再調達価額」を基準に保険金をお支払いします<sup>(注4)</sup>ので、自己負担をなくすることができます<sup>(注5)</sup>。

保険金額 1,200万円 (再調達価額)	修理費 <sup>(注1)</sup> 500万円 の損害	損害保険金 500万円 <sup>(注2)</sup>
----------------------------	-------------------------------------	--------------------------------

(注1) 同等のものの新築時または購入時の状態への復旧に要する修理費(補償の対象となる修理費)をいいます。  
(注2) 損害保険金の他に、費用保険金等が支払われる場合があります。  
(注3) 損害を受けた部分、損害の程度により、差し引かれる割合は異なる場合があります。  
(注4) 貴金属・宝石、美術品等については、時価額を基準に保険金をお支払いします。  
(注5) 破損・汚損など、事故の種類によっては、自己負担額が設定されている場合があります。また、物価上昇等により、損害の額(再取得費)が保険金額を上回る場合は、自己負担が発生します。なお、保険期間が6年以上の場合、物価上昇等に対応して支払限度率をアップさせる新価実損型新長期特約をご用意しております。詳しくは14ページをご覧ください。

# 家のトラブルだけじゃなく、暮らしのトラブルも助けてくれたり相談にのってくれるとうれしいな。

ホームピカイチなら「充実のサービス」でお応えします！



給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など、日常生活ではさまざまなお住まいのトラブルが起こりがちです。ホームピカイチにご加入いただくと、「暮らしのQQ隊(水まわりQQサービス・カギあけQQサービス)」、「生活サポートサービス」をご利用いただくことができ、突然のトラブルでも、しっかりサポートします。

**ホームピカイチならここまで「サポート」**

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー  
(24時間365日受付!)

**水まわりQQサービス**  
給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

**カギあけQQサービス**  
外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギあけを行います。  
**30分程度の応急修理に要する作業料・出張料は無料です**  
(部品代はお客様の負担となります。)

※このサービスは提携アシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業いたします。  
※サービスメニューの詳細・ご利用時間・専用ダイヤル(無料)につきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内チラシをご覧ください。  
※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。  
※やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますのでご了承ください。

**生活サポートサービス** **ご相談無料**

日常生活に役立つ様々なサービスをご用意しております。

<サービスメニューの一例>

<b>健康・医療、介護</b>	<b>健康診断サポート</b>
●健康・医療・おくり相談	●各種人間ドック機関・PET検査機関紹介(一部割引有)
●医療機関総合情報提供	●ヘルスチェックサービス(割引有)在宅血液検診等紹介
●介護相談	
●介護サービスに関する情報提供	

**暮らしの相談** **情報提供・紹介サービス**

<事業・争訟・当社保険関連案件を除く>

- 本サービスメニューの詳細については、「生活サポートサービス」のチラシをご覧ください。
- 本サービスのご利用時間・専用ダイヤル(無料)は、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内チラシをご覧ください。
- 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



# マイホームを選んだときのように、 補償も自分が選んでナットクして 安心できるものになりたいな。



ホーム  
ピカイチ  
なら

「最適なプラン」の選択が可能です！

戸建、マンションなど、お住まいのタイプはさまざまです。また、ご家族構成や日常生活の様式もご家庭ごとに異なります。ホームピカイチは戸建用、マンション用など、お住まいのタイプに応じた**ご契約プラン**をあらかじめご用意しておりますので、最適な補償をお選びいただけます。また、賠償、費用などの**オプション特約**も、豊富なラインナップから自由にお選びいただけます。

## ホームピカイチならここまで「選べる」

まず、戸建・マンション戸室などお住まいのタイプに応じた「ご契約プラン(基本補償)」をお選びください。

### 一戸建建物・家財

- お住まいをお守りするしっかりプラン
- スタンダードプラン
  - さらに** 充実のあんしんプラン
  - ゴールドプラン (詳細は7~8ページをご覧ください。)



### マンション戸室・家財

- マンションライフ固有のリスクを考えたしっかりプラン
- スタンダードプラン
  - さらに** 充実のあんしんプラン
  - ゴールドプラン (詳細は9~10ページをご覧ください。)



### 家財のみ

- 大切に愛着ある家財をしっかり守るプラン
- 家財プラン (詳細は11~12ページをご覧ください。)



さらに

オプション特約をお選びいただくことにより、  
お客さま専用の「ホームピカイチ」を設計できます！

### 第三者・大家さんへの賠償に備えて

- 個人賠償責任総合担保特約
- 借家人賠償責任総合担保特約

### 失火等によるご近所の損害に備えて

- 類焼損害担保特約・類焼傷害担保特約

### 敷地内の屋外設備の損害に備えて

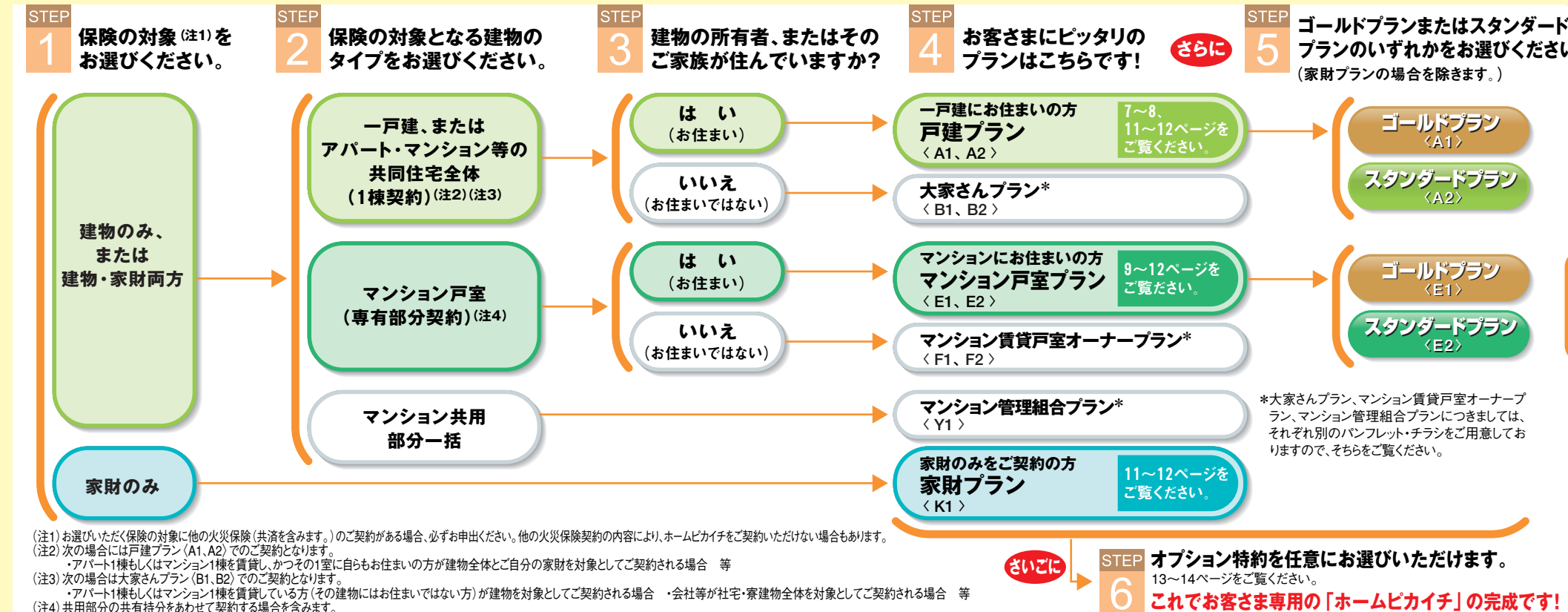
- 住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約

### 住宅ローンお支払い期間中の物価上昇に備えて

- 新価実損型新長期特約

※オプション特約の詳細は13~14ページをご覧ください。  
※ご契約プラン・保険期間等の条件によりセットできない場合があります。

## それでは、お客さまにとってピッタリ!&ナットク!のプランを考えてみましょう。



### ご参考 保険期間について

保険の種類・ご契約プラン、オプション特約および適用される各種割引により設定できる保険期間が異なります。

#### 1. 保険の種類・ご契約プラン

ホームピカイチ	保険の種類・ご契約プラン	保険の対象		保険期間
		建物のみを保険の対象とされる場合	家財を基本補償の補償内容でご契約される場合 家財を家財追加担保特約(オプション特約)の補償内容でご契約される場合	
ホームピカイチ	戸建ゴールドプラン(A1)	建物のみを保険の対象とされる場合	家財を基本補償の補償内容でご契約される場合 家財を家財追加担保特約(オプション特約)の補償内容でご契約される場合	1年以上36年以下(注1)
	戸建スタンダードプラン(A2)			1年以上5年以下
	マンション戸室ゴールドプラン(E1)	建物のみ、建物および家財、または家財のみ	家財を基本補償の補償内容でご契約される場合 家財を家財追加担保特約(オプション特約)の補償内容でご契約される場合	6年以上36年以下(注1)
	マンション戸室スタンダードプラン(E2)			1年以上5年以下
家財プラン(K1)	家財のみを保険の対象とされる場合	家財のみを基本補償の補償内容でご契約される場合	1年以上5年以下	
	地震保険	建物のみ、建物および家財、または家財のみ		詳細は15ページの「地震保険の保険期間」をご覧ください。

#### 2. 各種オプション特約(注2)

オプション特約の名称	保険期間
個人賠償責任総合担保特約、借家人賠償責任総合担保特約	1年以上10年以下
住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約、類焼損害担保特約、類焼傷害担保特約、臨時費用保険金限定担保特約	1年以上36年以下(注1)
新価実損型新長期特約、家財追加担保特約	6年以上36年以下(注1)

(注1) 保険料のお支払い方法が長期年払(長期保険保険料分割払特約をセットされた場合)の場合は、最長10年までとなります。(注2) 各種オプション特約、各種割引の詳細は13~14ページをご覧ください。

#### 3. 各種割引(注2)

割引の名称	保険期間
安全住宅割引(オール電化住宅)	1年以上36年以下(注1)
安全住宅割引(安全機能付コンロ)	1年のみ
住宅用防災機器割引	1年以上36年以下(注1)
新長期・新築割引	6年以上36年以下(注1)

次ページ以降の詳細編へおすすみください。





# 建物(一戸建)を対象とするご契約の場合

あなたの大切な一戸建マイホームをしっかり守ります!

# ライフスタイルに合わせて お選びいただける ゴールドプランとスタンダードプランをご用意しております。

\*建物のみのご契約では収容される家財の損害は補償されません。 \*家財の補償については、11~12ページをご覧ください。

## 下記スタンダードプランよりもさらに 充実のあんしんプラン ゴールドプラン の補償範囲 (ご契約プラン名:「戸建ゴールドプラン(A1)」)

## お住まいをお守りするしっかりプラン スタンダードプラン の補償範囲 (ご契約プラン名:「戸建スタンダードプラン(A2)」)

**→ 建物の補償**  
大切なお住まいを  
しっかり  
お守りします。

**失火やもらい火による火災**

(消防活動による水ぬれ・破壊などを含まず。)

**落雷**

**ガス爆発など 破裂・爆発**

**窓ガラス・屋根の破損など 風災、ひょう災、雪災**

(損害の額が20万円以上の場合に限ります。)

(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。)

**自動車の飛び込みなど 飛来・落下・衝突**

**全損に至らない場合の建てかえ費用 (建てかえ費用保険金)**

(注1)

火災などで建物に大きな損害(再調達価額の70%以上の損害)が生じ、全損には至らなかったものの結局建てかえを行った場合、建てかえにかかる費用や取り壊し費用を補償します。

**敷地内の庭木等の補償 (庭木等復旧費用保険金)**

(注2)

火災や台風などによる敷地内の庭木や遊具などの損害を補償します(建物も同時に損害を受けた場合に限り。)

(1回の事故につき10万円が限度)

**給排水設備に生じた事故などによる水ぬれ**

**騒じょう・労働争議などによる暴行・破壊**

**盗難 (盗難による建物のき損・汚損を含まず。)**

【例】  
泥棒に窓ガラスを割られた。

**台風や集中豪雨による川の氾濫など 水害**

(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水の場合に限ります。)

**不注意による 破損・汚損等 (自己負担額3,000円)**

【例】  
家具をドアにぶつけてドアをこわした。

(注1) 次のいずれかの場合には補償されません。① 約定付保割合を100%未満で設定された場合 ② 「他の保険契約がある場合の価額協定特約」をセットされた場合(2003年12月31日以前始期日のご契約には①、②に加え「保険期間が6年以上の場合」も補償されません。)

(注2) 「住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約」(オプション特約)をセットされた場合は、庭木等復旧費用保険金ではなく当該オプション特約での補償となります。

**→ 事故の際の諸費用等**  
事故後のケアも  
充実しています。

**ドアロック交換費用保険金**

建物の出入口ドアのかぎが盗難され、用心のため錠前を交換した場合の交換費用をお支払いします(かぎの紛失は対象となりません。)

**水道管修理費用保険金**

凍結によって水道管が損壊した場合の修理費用をお支払いします(パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)

**仮すまい費用保険金 (注3)(注4)**

火災等の事故や停電、断水、犯罪などの事件によりお住まいが使用不能となった場合の仮すまいの賃借費用、宿泊費用などをお支払いします。

**損害防止費用**

消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等をお支払いします。

**臨時費用保険金 (注3)(注5)**

事故の際における臨時の出費にあてていただくもので、「損害保険金の額×30%(ただし一定額が限度)」をプラスしてお支払いします。

**残存物取片づけ費用保険金 (注3)**

事故の後に発生した残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払いします。

**失火見舞費用保険金**

火災、破裂・爆発で他人の所有物を滅失、き損・汚損させた場合、見舞金等の費用をお支払いします。

**地震火災費用保険金 (注6)**

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物、家財が全焼となった場合にお支払いします。

**修理付帯費用保険金 (注3)**

事故の復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(仮修理の費用、事故原因調査費用等)をお支払いします。

**特別費用保険金 (注7)**

事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払いします。

**バリアフリー改造費用 (建物機能回復費用保険金)**

ご家族がケガにより要介護状態となった場合、介護に必要な建物の改造費用を補償します。

【例】  
・床のバリアフリー化  
・手すりの設置  
・ホームエレベータの設置

**盗難再発防止費用 (建物機能回復費用保険金)**

泥棒に入られた場合、再発防止に必要な建物改造費用を補償します。

【例】  
・防犯装置の設置  
・強化ガラスへの取り替え

**建物付属機械設備の故障 (自己負担額3,000円)**

空調設備、給排水設備など建物に直接付属した機械設備等の故障(電気的・機械的故障)を補償します。

【例】  
給湯設備の故障  
電動雨戸の故障  
床暖房の故障

次に該当されるお客さまには特に  
**ゴールドプランをおすすめします!**

- 床暖房、電動雨戸など、建物付属機械設備が多い住宅にお住まいの方
- オール電化住宅にお住まいの方
- 二世帯、三世帯でお住まいの方
- 盗難による損害の補償だけでなく、その後の再発防止もお考えの方

建物(一戸建)を対象とするご契約の場合  
建物(マンション戸室)を対象とするご契約の場合  
家財を対象とするご契約の場合





# 建物(マンション戸室)を対象とするご契約の場合

マンション戸室固有のリスクをきめ細かく補償します!

# ライフスタイルに合わせて お選びいただける ゴールドプランとスタンダードプランをご用意しております。

\*建物のみのご契約では収容される家財の損害は補償されません。 \*家財の補償については、11~12ページをご覧ください。

## 下記スタンダードプランよりもさらに 充実のあんしんプラン ゴールドプラン の補償範囲 (ご契約プラン名:「マンション戸室ゴールドプラン(E1)」)

## マンションライフ固有のリスクを考えたしっかりプラン スタンダードプラン の補償範囲 (ご契約プラン名:「マンション戸室スタンダードプラン(E2)」)

**建物の補償**  
大切なお住まいを  
しっかり  
お守りします。

**失火やもらい火による火災**  
(消防活動による水ぬれ・破壊などを含みます。)

**落雷**

**ガス爆発など破裂・爆発**

**窓ガラス・屋根の破損など 風災、ひょう災、雪災**  
(損害の額が20万円以上の場合に限ります。)  
(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。)

**自動車の飛び込みなど 飛来・落下・衝突**

**バルコニー等修繕費用の補償 (バルコニー等修繕費用保険金)**  
バルコニーなどの被保険者が専ら使用・管理している共用部分が偶然な事故により損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕を行った場合、修繕費用を補償します。  
(1回の事故につき10万円が限度)

**給排水設備に生じた事故などによる水ぬれ**

**騒ぎょう・労働争議などによる暴行・破壊**

**盗難 (盗難による建物のき損・汚損を含みます。)**  
【例】泥棒に窓ガラスを割られた。

**台風や集中豪雨による川の氾濫など 水害 (注1)**  
(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水の場合に限ります。)

**不注意による破損・汚損等 (自己負担額3,000円)**  
【例】家具をドアにぶつけてドアをこわした。

**事故の際の諸費用等**  
事故後のケアも  
充実しています。

**ドアロック交換費用保険金**  
建物の出入口ドアのかぎが盗難され、用心のため錠前を交換した場合の交換費用をお支払いします(かぎの紛失は対象となりません。)

**水道管修理費用保険金**  
凍結によって水道管が損壊した場合の修理費用をお支払いします(パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)

**仮すまい費用保険金 (注2)(注3)**  
火災等の事故や停電、断水、犯罪などの事件によりお住まいが使用不能となった場合の仮すまいの賃借費用、宿泊費用などをお支払いします。

**損害防止費用**  
消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用などをお支払いします。

**臨時費用保険金 (注2)(注4)**  
事故の際における臨時の出費にあてていただくもので、「損害保険金の額×30%(ただし一定額が限度)」をプラスしてお支払いします。

**残存物取片づけ費用保険金 (注2)**  
事故の後に発生した残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払いします。

**失火見舞費用保険金**  
火災、破裂・爆発で他人の所有物を滅失、き損・汚損させた場合、見舞金等の費用をお支払いします。

**地震火災費用保険金 (注6)**  
地震、噴火またはこれら原因とする津波による火災で建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合にお支払いします。

**修理付帯費用保険金 (注2)**  
事故の復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(仮修理の費用、事故原因調査費用等)をお支払いします。

**特別費用保険金 (注6)**  
事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払いします。

**バリアフリー改造費用 (建物機能回復費用保険金)**  
ご家族がケガにより要介護状態となった場合、介護に必要な建物の改造費用を補償します。  
【例】  
・床のバリアフリー化  
・手すりの設置

**盗難再発防止費用 (建物機能回復費用保険金)**  
泥棒に入られた場合、再発防止に必要な建物改造費用を補償します。  
【例】  
・防犯装置の設置  
・強化ガラスへの取り替え

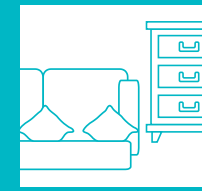
**建物付属機械設備の故障 (自己負担額3,000円)**  
空調設備、給排水設備など建物に直接付属した機械設備等の故障(電気的・機械的故障)を補償します。  
【例】  
給湯設備の故障  
電動雨戸の故障  
床暖房の故障

次に該当されるお客さまには特に  
**ゴールドプランをおすすめします!**

- 床暖房、電動雨戸など、建物付属機械設備が多い戸室にお住まいの方
- オール電化マンションにお住まいの方
- 二世帯、三世帯でお住まいの方
- 盗難による損害の補償だけでなく、その後の再発防止もお考えの方

建物(二戸建)を対象とするご契約の場合  
建物(マンション戸室)を対象とするご契約の場合  
家財を対象とするご契約の場合





# 家財を対象とするご契約の場合

# 家財だって大切な財産。 だからしっかりした補償をおすすめします。

\*建物のみのご契約ではその建物に収容される家財の損害は補償されません。

**★貴金属・宝石、美術品等の取扱い**  
1個または1組30万円を超える貴金属・宝石、美術品等を対象としてご契約される場合は、ご契約の際に、「明記物件」として申告いただく必要があります。  
※貴金属・宝石、美術品等の損害額の算定は時価額によるものとし、申込書に明記されない場合、最高30万円までのお支払いとなります。  
※保険期間が6年以上で、家財について「家財追加担保特約(オプション特約)」をセットしてご契約される場合は、「明記物件」として申込書に明記してお引き受けすることができませんので、常に30万円までのお支払いとなります(30万円を超える損害が発生した場合は、30万円を超える部分については保険金等のお支払いの対象とならず、損害の額を30万円とみなして保険金等をお支払いします)。  
※地震保険では、1個または1組30万円を超える貴金属・宝石、美術品等については、申込書に明記された場合でも保険金のお支払いの対象とはなりません。

## 保険期間を5年以下としてご契約いただいた場合の補償内容 (戸建プラン(A1、A2)、マンション戸室プラン(E1、E2)で家財も保険の対象とされた場合および家財プラン(K1)の場合)

保険期間が6年以上の場合は「家財追加担保特約(オプション特約)」でのご契約となり、この場合は★マークのついた事故・費用等については補償されません。

**→ 家財の補償**  
大切な家財を  
しっかり  
お守りします。

**ご自宅内の家財の補償**

**失火やもらい火による火災**  
(消防活動による水ぬれ・破壊などを含まず。)

**落雷**  
【例】  
落雷でテレビがショートした。

**ガス爆発など  
破裂・爆発**

**風災、ひょう災、雪災**  
(自己負担額3,000円)  
(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。)

**自動車の飛び込みなど  
飛来・落下・衝突**

**給排水設備に生じた事故などによる水ぬれ**

**騒じょう・労働争議などによる暴行・破壊**

**家財・現金などの盗難**

**台風や集中豪雨による川の氾濫など水害**  
(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水の場合に限ります。)

**不注意による破損・汚損等★**  
(自己負担額3,000円)  
(50万円が限度)

**ご自宅外の家財の補償★**  
外出時に携行されたもの(持ち出し家財)や、別宅内のもの(別宅家財)など、ご自宅以外にある家財に生じた損害も補償します!(持ち出し家財は補償対象外とすることもできます。)

【例】

ビデオカメラを誤って落としてこわした。

ラケットを誤って折った。

ひったくりに遭い、現金やカバンを盗まれた。

一人暮らしの大学生の子供の家財が盗難に遭った。

**→ 事故の際の諸費用等**  
事故後のケアも  
充実しています。

**ドアロック交換費用保険金★**

建物の出入口ドアのかぎが盗難され、用心のため錠前を交換した場合の交換費用をお支払いします(かぎの紛失は対象となりません。)

**水道管修理費用保険金★**

凍結によって水道管が損壊した場合の修理費用をお支払いします(パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)

**仮すまい費用保険金★** (注1)(注2)

火災等の事故や停電、断水、犯罪などの事件によりお住まいが使用不能となった場合の仮すまいの賃借費用、宿泊費用などをお支払いします。

**損害防止費用**

消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用などをお支払いします。

**臨時費用保険金★** (注1)(注3)

事故の際における臨時の出費にあてていただくもので、「損害保険金の額×30%(ただし一定額が限度)」をプラスしてお支払いします。

**残存物取片づけ費用保険金★** (注1)

事故の後に発生した残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払いします。

**失火見舞費用保険金★**

火災、破裂・爆発で他人の所有物を滅失、き損・汚損させた場合の見舞金等の費用をお支払いします。

**地震火災費用保険金★** (注4)

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合にお支払いします。

**修理付帯費用保険金★** (注1)

事故の復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(仮修理の費用、事故原因調査費用等)をお支払いします。

**特別費用保険金★**

事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払いします。

(注1) 現金等の盗難事故、持ち出し家財の事故の場合には補償されません。  
(注2) 「仮すまい費用保険金不担保特約」をセットされる場合、仮すまい費用保険金は補償されません。  
(注3) 「臨時費用保険金限定担保特約(盗難・水災・破汚損等不担保)」(オプション特約)をセットされる場合、(注1)に加え、盗難、水害、破損・汚損等事故のときには補償されません。

(注4) 「地震保険」とは異なります。「地震保険」に関しては15ページをご覧ください。

建物(戸建)を対象とするご契約の場合

建物(マンション戸室)を対象とするご契約の場合

家財を対象とするご契約の場合



・オプション特約の詳細については、19～20ページをご覧ください。  
 ・★印のオプション特約は、主契約の保険期間が10年以下の場合にセットすることができます。

**日常生活での  
賠償事故を幅広く補償**



**個人賠償責任総合担保特約★**

- ①個人賠償責任 (国内・海外いずれも補償) 他人のものをこわしたり、他人にケガをさせたりしたために、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。
- ②受託品賠償責任 (国内・海外いずれも補償) レンタル用品などをこわし、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。
- ③来訪者傷害見舞費用 来客がケガをした場合の見舞金などの費用を補償します。

**大家さんへの  
賠償責任・修理費用を補償**



**借家人賠償責任総合担保特約★**

- ①借家人賠償責任 偶然な事故により借用戶室を損壊し大家さんに対して法律上の賠償責任を負った場合の賠償金などを補償します。
- ②修理費用 被保険者の責によらない偶然な事故により借用戶室に損害が生じ、建物賃貸契約に基づいて修理した場合の修理費用を補償します。

左記の特約には「示談交渉サービス」(賠償事故解決特約)がセットされますので、当社がお客さまに代わって被害者との

**示談交渉を行います!**

\*国内で発生した賠償事故について、被保険者のご希望があり、かつ被害者の同意が得られた場合に限りです。  
 \*左記の特約により保険金をお支払いする場合に限りです。

**敷地内の屋外設備もしっかり補償**

**住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約(※1)**

敷地内の郵便受けや庭木、遊具その他屋外設備等の損害を補償します。建物が同時に損害を受けていない場合でも対象となります(※2)。

(※1) 戸建プラン(A1、A2)のご契約にセットできます。  
 (※2) 庭木の損害については、事故の種類により建物が同時に損害を受けたことが要件となる場合があります。



**失火等によるご近所の損害を補償**

**類焼損害担保特約・類焼傷害担保特約**

失火等により類焼したご近所の住宅建物や家財の損害、または人的損害(死亡、後遺障害、重傷\*)を補償します。

\*重傷:14日以上入院または30日以上医師による治療を要するケガをいいます。



**家財追加担保特約**

[家財追加担保特約(限定危険担保・保険金額定額型)]

保険期間が6年以上で建物を保険の対象とする場合のオプション特約です。

保険の対象である建物と同じ敷地内にある家財に生じた損害を補償します。補償内容の詳細については、19～20ページをご覧ください。

※この特約では、保険期間が5年以下で家財を対象とする契約にくらべ、お支払いする保険金等の範囲が制限されます。



**臨時費用保険金限定担保特約**

[臨時費用保険金限定担保特約(盗難・水災・破汚損等不担保)]

臨時費用保険金をお支払いする事故の種類を限定し、盗難、水災、破損・汚損等の事故の場合には臨時費用保険金をお支払いしないこととするオプション特約です。

**建物水災不担保特約**

[水災不担保特約(建物担保条項用)]

建物(マンション戸室)を保険の対象とする場合にセットできます。水害により建物に生じた損害を補償対象外とするオプション特約です。

**ローンお支払い期間中の物価上昇に対応!  
元どおりのお住まいを長期間にわたって補償します。**

**新価実損型新長期特約**

[長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型)]

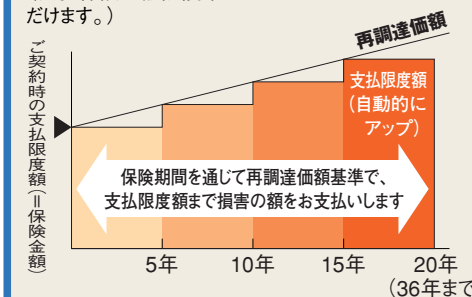
保険の対象が建物で、保険期間が6年以上の場合のオプション特約です。

- 長期にわたる保険期間中において常に「再調達価額」を基準に、保険金をお支払いいたします。
- 保険期間が長期となるご契約では、物価上昇等により保険金額が事故時点で再調達価額に不足した場合、保険金が比例払(削減払)(注)となることがあります。本特約をセットすることでこの比例払がなくなります。
- 保険期間中の物価上昇に備えて支払限度額(支払保険金限度額)を自動的にアップさせる契約方法(1型、2型)も導入し、保険期間を通じて充実した補償の提供を実現しました!

**保険期間は最長36年まで設定できます。**

**①1型、2型は、経過期間に応じ支払限度額がアップします。(3型は据え置きとなります。)**

(支払保険金額限度率を1型～3型からお選びいただけます。)



**②支払保険金限度率のご選択**

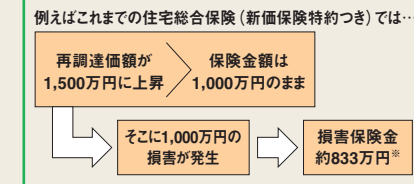
◎支払保険金限度率(=保険金額を1とした場合の支払保険金限度額の割合)を、次の1型～3型の3パターンからお選びいただけます。

	1～5年目	6～10年目	11～15年目	16～20年目	21～25年目	26～30年目	31～35年目	36年目
1型	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35
2型	1.00	1.05	1.05	1.10	1.10	1.15	1.15	1.20
3型	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※3型は、支払限度額が保険金額のまま据え置きとなります。  
 ※上記のパターンを超える物価上昇の場合(建物が全壊した際の再築費用全額をまかなえないケースがあります。)、または物価下落の場合には再評価をいたしますので、取扱代理店または当社にお申出ください。

**(注) 比例払(削減払)について**

「比例払」とは、再調達価額が保険金額を大きく上回る状態になった場合、損害の額に対して保険金が削減して支払われることをいいます。



※ 損害 = 損害の額 × 保険金額1,000万円 / 再調達価額1,500万円 × 80% = 約833万円

**③保険料のお支払い方法**

保険料はご契約時の一括払となりますが、1年契約の保険料に下表の新長期係数を乗じた水準となりますので、保険料を毎年お支払いいただく場合に比べて大変割安となります。

保険料 = 1年契約の保険料 × 新長期係数

★下記以外の保険期間(6年～36年)も設定いただけます。

新長期係数	10年	15年	20年	25年	30年	35年
1型	8.40	12.40	16.35	20.15	23.90	27.60
2型	8.40	12.25	16.00	19.50	22.95	26.20
3型	8.25	11.95	15.45	18.75	21.85	24.75

※上記係数は、平成21年1月現在のものです。

※下記は平成21年1月現在における割引および割引率です。  
 ※下記以外の割引制度については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

**安全住宅割引(オール電化住宅)(注1)**

「オール電化住宅(※)」の場合、建物の基本保険料を割引いたします。(戸建プラン約4%、マンション戸室プラン約3%(注2))

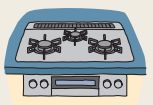


(※) 給湯、厨房および暖房設備に要するすべての熱源を電気のみでまかなう住宅をいいます。ただし、カセットコンロおよび灯油暖房器具の補助的使用は問いません。

- <ご注意>
- 割引適用の際には、当社所定の申告書等をご提出いただく必要があります(ご提出日以降の割引適用となります。)
  - 本割引は、以下のご契約には適用できません。
    - ・保険期間が1年未満のご契約
    - ・併用住宅などのご契約
    - ・家財のご契約
  - 地震保険の保険料にはこの割引は適用されません。

**安全住宅割引(安全機能付コンロ)(注1)**

建物内のすべてのコンロ・クッキングヒーターに、所定の基準(※)を満たす安全機能が備えられている場合、建物の基本保険料を割引いたします。(戸建プラン約4%、マンション戸室プラン約3%(注2))



(※) 当該コンロ・クッキングヒーターの全口に消し忘れ防止装置が、また一口以上に天ぷら油過熱防止装置が備えられていることを要します。

- <ご注意>
- 割引適用の際には、当社所定の申告書等をご提出いただく必要があります(ご提出日以降の割引適用となります。)
  - 本割引は、以下のご契約には適用できません。
    - ・保険期間が1年未満または1年超のご契約
    - ・併用住宅などのご契約
    - ・家財のご契約
  - 地震保険の保険料にはこの割引は適用されません。

**住宅用防災機器割引(注1)**

建物に住宅用火災警報器など当社所定の住宅用防災機器を設置している場合、建物の基本保険料を約2%(注2)割引いたします。



- <ご注意>
- 割引適用の際には、当社所定の申告書等をご提出いただく必要があります(ご提出日以降の割引適用となります。)
  - 本割引は、以下のご契約には適用できません。
    - ・保険期間が1年未満のご契約
    - ・併用住宅などのご契約
    - ・家財のご契約
  - 地震保険の保険料にはこの割引は適用されません。

**新長期・新築割引**

(戸建プランのうち保険期間が6年以上のご契約のみ)

以下の2つの条件を満たす場合に、建物の基本保険料を約5%(注2)割引いたします。  
 ①新価実損型新長期特約がセットされていること  
 ②保険始期が保険の対象である建物の新築年月から12か月を経過していないことが確認資料により確認できること



- <ご注意>
- 割引適用の際には、建物登記簿謄本、建築確認書、請負契約書等、建物の新築年月が確認できる資料の写をご提出いただく必要があります。
  - 本割引は、以下のご契約には適用できません。
    - ・保険期間が5年以下のご契約
    - ・マンション戸室プランのご契約
    - ・家財のご契約
  - 地震保険の保険料にはこの割引は適用されません。

(注1) 安全住宅割引(オール電化住宅)、安全住宅割引(安全機能付コンロ)の両方の条件に合致する場合は、安全住宅割引(オール電化住宅)のみを適用します。また、住宅用火災警報器割引は、安全住宅割引(オール電化住宅)および安全住宅割引(安全機能付コンロ)との併用はできません。  
 (注2) セットする特約の有無等により、実際の割引率は異なる場合があります。



# 地震への備えもお忘れなく！地震保険

(この保険は「地震保険に関する法律」に基づいてお取扱いしております。)



## 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による建物や家財の損害を補償します。

※ホームピカイチでは、地震等による損害は補償されません。  
※地震保険の保険金額は、「ホームピカイチ」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めください。ただし、同一の建物や家財についてご契約された他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。  
(注)マンション等の区分所有建物の場合は各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

### 地震保険の保険の対象は

- 居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
  - 家財(ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は除かれます。)
- ※地震保険の保険の対象は、ホームピカイチで保険の対象となっているものに限り、ただしホームピカイチの保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれか一方を選択することもできます。なお、建物のみが保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

### 地震保険のお支払いについて

#### ■保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合  
※「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準(注1)」に従って行います。

	建物	家財
全損	地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合
半損	地震等により損害を受け、主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合(注2)	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合

(注1)地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと。  
(注2)地震等を原因として、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合において、建物の損害が全損または半損に至らないときは、これをその建物の一部損とみなします。

### ■お支払いする保険金の額

全損	半損	一部損
地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)	地震保険の保険金額×50%(時価額の50%が限度)	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

・家財が保険の対象の場合1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は保険金のお支払いの対象となりません。  
・お支払いする保険金は、損害保険会社全社で算出された保険金の総額が1回の地震等で5兆5,000億円を超える場合、算出された保険金の総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成21年2月現在)  
・72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

### ■保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いしません。



地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。地震保険はホームピカイチとあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されないときは、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による倒壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。)  
※地震保険をご希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認」欄をお確かめのうえ押印ください。

### 地震保険の保険期間

ホームピカイチの保険期間が1年以下の場合は、地震保険の保険期間はホームピカイチの保険期間と同じです。ホームピカイチの保険期間が1年を超える場合は、地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約を組み合わせて、ホームピカイチの保険期間とあわせてご契約いただけます。

ホームピカイチのご契約タイプ	地震保険の保険期間
保険期間が1年以下の場合	ホームピカイチの保険期間と同一
長期年払(分割払)特約がセットされている場合	1年(自動継続 <sup>(※)</sup> )
長期一括払特約がセットされている場合	保険期間が2～5年の場合 1年(自動継続 <sup>(※)</sup> )または2～5年(ホームピカイチの保険期間と同一) 保険期間が6年以上の場合 1年(自動継続 <sup>(※)</sup> )または5年(自動継続 <sup>(※)</sup> )

(※)特にお申出のない限りホームピカイチの満期まで自動的に継続されます。

### 火災保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

ホームピカイチのご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、ホームピカイチの保険期間の途中で地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

### 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

### 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が以下のいずれかに該当し、確認資料をご提出いただいた場合、地震保険に下記の割引を適用いたします。ただし、複数の割引の条件を満たす場合であっても、地震保険の割引は①～④いずれか1つのみの適用となります。

割引の種類	割引率	条件	確認資料
①建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」(写)「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等)が発行する書類(写) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)
②耐震等級割引	10% 30%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書※」(写)または「現況検査・評価書」(写) ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」(写) ※地震保険契約締結時に当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写)
③免震建築物割引	30%	対象建物が品確法に規定された免震建築物である場合	品確法に基づく「建設住宅性能評価書※」(写) ※地震保険契約締結時に当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写)
④耐震診断割引	10%	対象建物が耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・平成17年3月31日国土交通省告示第385号および同第394号で定められた「耐震基準適合証明書」(写) ・平成18年3月31日国土交通省告示第464号で定められた「住宅耐震改修証明書」(写) ・平成18年3月31日国土交通省告示第466号で定められた「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書※」(写) ・その他建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類 ※平成19年4月の法改正により、同附則第7条第5項に変更

## ■従来の一般的な火災保険(住宅総合保険)とホームピカイチとの比較(基本補償部分)

★住宅総合保険、ホームピカイチ(戸建ゴールドプラン、戸建スタンダードプラン、マンション戸室ゴールドプラン、マンション戸室スタンダードプラン)は、建物と家財の両方を保険の対象とされた場合です。  
★下記の表は、いずれも保険期間が5年以下の場合の補償内容です。また、事故の種類により支払限度額、自己負担額が適用される場合があります。特約により補償を変更された場合には、特約の内容に従います。詳しくは17～20ページをご覧ください。

◎…住宅総合保険よりも広い補償 ○…補償されます ×…補償されません ……関係しない項目または一般的に想定されない項目

主な事故・補償内容の概要等	火災保険の種類	住宅総合保険(下記は当社の住宅総合保険の場合です)	ホームピカイチ				
			戸建		マンション戸室		家財のみ
			ゴールドプラン(A1)	スタンダードプラン(A2)	ゴールドプラン(E1)	スタンダードプラン(E2)	
損害の額の算出基準	時価額基準(※1)	再調達価額基準(※2、3)	再調達価額基準(※2、3)	再調達価額基準(※2、3)	再調達価額基準(※2、3)	再調達価額基準(※2、3)	
保険金のお支払い方法	比例払(※4)	実損払(※5)	実損払(※5)	実損払(※5)	実損払(※5)	実損払(※5)	
火災やガス爆発で建物や家財が被害を受けた	○	○	○	○	○	○(家財のみ)	
落雷により家電製品がこわれた	○	○	○	○	○	○	
台風(強風)で家財が損害を受けた	○(損害の額が20万円以上の場合)	◎(20万円未満の場合も補償)(※6)	◎(20万円未満の場合も補償)(※6)	◎(20万円未満の場合も補償)(※6)	◎(20万円未満の場合も補償)(※6)	◎(20万円未満の場合も補償)(※6)	
大雨による洪水で床上浸水し、建物や家財が損害を受けた	○(最大で損害の額の70%補償)	◎(損害の額を100%補償)	◎(損害の額を100%補償)	◎(損害の額を100%補償)	◎(損害の額を100%補償)	◎(家財のみ)(損害の額を100%補償)	
現金や家財道具が盗難に遭った	○	◎(小切手・乗車券も補償)	◎(小切手・乗車券も補償)	◎(小切手・乗車券も補償)	◎(小切手・乗車券も補償)	◎(小切手・乗車券も補償)	
盗難後、再発防止のために防犯センサーをつけた	×	◎	×	◎	×	×	
建物外部からの物体の飛来、衝突等により建物や家財が損害を受けた	○	○	○	○	○	○(家財のみ)	
建物内部における物体の飛来、衝突等により建物や家財が損害を受けた	×	◎	◎	◎	◎	◎(家財のみ)	
マンション上階からの水漏れで部屋や家財が水びたしになった	○	—	—	○	○	○(家財のみ)	
エアコン配管が破損し、部屋や家財が水びたしになった	○(建物、家財の水ぬれ損害のみ補償)	◎(エアコン配管の修復費も補償)(※7)	◎(エアコン配管の修復費も補償)(※7)	◎(エアコン配管の修復費も補償)(※7)	◎(エアコン配管の修復費も補償)(※7)	○(家財のみ)	
専用水道管が凍結により損壊した	×	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	
建物付属の機械設備が故障した 例)床暖房、給湯器が故障した	×	◎(※7)	×	◎(※7)	×	—	
不注意による建物や家財の破損 例)・窓ガラスを誤って割ってしまった ・テレビを台から誤って落とし、こわしてしまった	×	◎	◎	◎	◎	◎(家財のみ)	
建物外に持ち出し中の家財の盗難、不注意による破損 例)・ビデオカメラを誤って落とし、こわしてしまった ・ゴルフクラブを誤って折ってしまった ・ひったくりに遭い、現金を盗まれた	×	◎	◎	◎	◎	◎	
火災などで建物に大きな損害(再調達価額の7割以上)が生じ、全損には至らなかったものの結局建てかえを行い、建てかえ費用・取りこわし費用を負担した家が火災等に遭い、仮すまいの費用を要した	×	◎	◎	◎	◎	◎	
火災で近所の家または近隣住戸を延焼させてしまい見舞金を支払った	1被災世帯または法人あたり20万円	1被災世帯または法人あたり50万円	1被災世帯または法人あたり50万円	1被災世帯または法人あたり50万円	1被災世帯または法人あたり50万円	1被災世帯または法人あたり50万円	
玄関ドアのカギを盗難され、用心のため錠前をつけかえた(ドアロック交換費用)	×	◎(3万円が限度)	◎(3万円が限度)	◎(3万円が限度)	◎(3万円が限度)	◎(3万円が限度)	
火災で家と共に庭木も焼失した(庭木の修復費用)	×	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	—	—	—	
バルコニーなどの被保険者が専ら使用・管理している共用部分が偶然な事故により損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕を行った	×	—	—	◎(10万円が限度)	◎(10万円が限度)	—	
ご家族がケガにより要介護状態となり、建物をバリアフリー仕様で改造した	×	◎	×	◎	×	×	
火災でご契約者またはご家族が重傷、死亡、後遺障害を負った	○	×	×	×	×	×	
サービス	右記の場合、専門事業者を手配します。30分程度の応急修理による費用は無料です(部品代はお客さまのご負担となります。)	水道管、トイレの故障など水まわりのトラブル時	○	◎	◎	◎	
		カギの紛失等で自宅に入れない場合	×	◎	◎	◎	

※1:「時価額基準」とは、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額(貴金属・宝石、美術品等については時価額[罹災時の評価額])を基準として損害の額を算出する方法です。貴金属・宝石、美術品等以外のものについては、価額協定保険特約(オプション特約)等をセットすることにより、再調達価額基準とすることもできます。  
※2:「再調達価額基準」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として損害の額を算出する方法です。  
※3:貴金属・宝石、美術品等については時価額基準(罹災時の評価額)となります。  
※4:「比例払」とは、保険金額が評価額に比べて一定割合以下の場合、保険金を削減してお支払いする方法です。価額協定保険特約(オプション特約)等をセットすることにより、実損払とすることもできます。  
※5:「実損払」とは、保険金額を限度として、損害の額をお支払いする方法です。  
※6:家財については自己負担額3,000円が適用されます。なお、建物については、損害の額が20万円以上の場合に補償されます(特約により別段の定めがある場合を除きます。)  
※7:ただし、老朽化などの保険金をお支払いしない場合に該当しないときに限ります。

★ご注意  
住宅総合保険では「66㎡以上の物置、車庫その他の付属建物」を保険の対象に含めることができますが、ホームピカイチではこれらのものを保険の対象に含めることはできませんのでご注意ください。



# 基本補償 保険金等をお支払いする場合・お支払いしない保険金等の額・保険金等をお支払いしない主な場合

★下記は汎用のお引受けによる補償内容です。特約により補償内容を変更された場合にはその内容に従います。また、ご契約プランにより補償内容が異なりますのでご注意ください。

○…補償します ×…補償しません

保険金等をお支払いする場合		戸建 ゴールドプランA1	戸建 スタンダードプランA2	マンション戸室 ゴールドプランE1	マンション戸室 スタンダードプランE2	家財プラン K1	お支払いする保険金等の額	保険金等をお支払いしない主な場合
損害 保険 金	①火災、消防活動による水ぬれ、破裂・爆発、落雷	○	○	○	○	○	●損害の額(注5)(注6)(注7)(保険金額(注8)が限度) ※家財の風災、ひょう災、雪災による損害は自己負担額3,000円 ※保険証券に明記された貴金属・宝石、美術品等の盗難(家財を保険の対象とされた場合) 1個または1組につき100万円が限度(明記されない場合および家財追加担保特約がセットされた場合は30万円が限度) ※通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難(家財を保険の対象とされた場合)による損害(いずれも1回の事故につき1構内[敷地内]ごとの限度額) 通貨等:20万円が限度 預貯金証書(通帳・キャッシュカードを含みます。):200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度 乗車券等(定期券・回数券・乗車船券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券[プリペイドカードは対象外]):5万円が限度	①以下の事由によって生じた損害に対しては保険金等をお支払いしません。 (※印)火災、破裂・爆発が発生し、保険の対象に損害が生じた場合には保険金等をお支払いします。) ・ご契約者や被保険者の故意、重大な過失、法令違反 ・被保険者と同居の親族または生計を共にする親族の故意 ・戦争、内乱、その他これに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。) ・核燃料物質、放射能汚染による事故 ※土地の沈下等 ※保険の対象のすり傷、掻き傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害) ※風、雨、ひょう、砂じんの吹き込みや雨漏り等 ※電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ※楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ・家財または身の回り品の置き忘れ・紛失 ※公権力の行使 ※詐欺・横領 ※保険の対象の自然の消耗、劣化、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等 ※保険の対象の瑕疵(かし) ※保険の対象に対する加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣 ※電氣的・機械的事故(故障) <sup>(注)</sup> (注)ご契約プランがA1またはE1の場合は、建物付属機械設備に生じた事故については補償されます。 ・保証書、延長保証によって修理可能な機械設備の故障 ・機械設備等の消耗部品・付属部品の交換
	②風災、ひょう災、雪災(台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災[こう水・高潮を除きます。]、ひょう災、または豪雪、なだれ等の雪災)(建物の場合は構内[敷地内]全体で損害の額が20万円以上の場合に限り、ます。) ※吹込みまたは雨漏り等による損害は除きます。	○	○	○	○	○		
	③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	○	○	○	○	○		
	④水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの。給排水設備自体に生じた損害は除きます。)	○	○	○	○	○		
	⑤騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊	○	○	○	○	○		
	⑥盗難(盗難による建物および家財の盗取、き損、汚損)	○	○	○	○	○		
	⑦水害(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合)(注1)	○	○	○	○	○		
	⑧上記①～⑦以外の偶然な事故(破損・汚損等)(注2)	○	○	○	○	○		
	⑨建物付属機械設備の電氣的事故または機械的事故	○	×	○	×	×		
	⑩持ち出し家財(家財に保険をつけられた場合に限り、ます。)(注3) 申込書記載の建物構内[敷地内]の外に持ち出した家財に①～⑧の事故があった場合	○	○	○	○	○		
費用 保 険 金 等	⑪別宅家財(注4)(家財に保険をつけられた場合に限り、ます。)(注3) 別宅の家財に①～⑧の事故があった場合	○	○	○	○	○	●損害の額(注5)(注6)一自己負担額3,000円(建物は保険金額(注8)が限度、家財は1回の事故につき50万円が限度)	②次の家財または身の回り品の損害は補償の対象外です。 ・有価証券、クレジットカード、プリペイドカード ・動植物 ・船舶、自動車、バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。) ・義歯、義肢、コンタクトレンズ ・設計書、プログラム、データ 等
	●ドアロック交換費用保険金 日本国内において建物のドアのかぎが盗難された場合	○	○	○	○	○	●錠の交換費用の実費(1回の事故につき3万円が限度)	
	●水道管修理費用保険金 凍結によって建物の専用水道管が損壊した場合(バックキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)	○	○	○	○	○	●修理費用の実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに10万円が限度)	
	●建てかえ費用保険金(注10) ①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で建物の損害が再調達価額の70%以上100%未満となり、建てかえを行ったとき	○	○	×	×	×	●建てかえ費用の実費(建物の再調達価額または建物の保険金額(注8)のいずれか低い額一損害保険金が限度) ●取りこわし費用の実費(上記の10%が限度)	
	●建物機能回復費用保険金(バリアフリー住宅改造費用、防犯装置設置費用等) 家族が傷害による後遺障害を負い要介護状態となった場合または犯罪行為(建物への不法侵入)がありその再発防止を行う場合で、建物の改造に必要かつ有益な費用を支出したとき	○	×	○	×	×	●改造費用の実費(保険期間を通じ、介護にかかわる改造費用は建物の保険金額(注8)の30%または500万円のいずれか低い額が限度、犯罪にかかわる改造費用は20万円が限度)	
	●仮すまい費用保険金 建物について損害保険金が支払われるべき①～⑧、⑪の事故により建物の損害が再調達価額の20%以上となるか使用不能となった場合、電気・ガス・水道が12時間以上不通となった場合、または犯罪・特定感染症等により立入禁止・避難勧告等があった場合に代替建物を賃借したとき	○	○	○	○	○	●代替建物の賃借費用および移転費用(仮すまい費用)の実費(1回の事由につき仮すまいを要する人数×10,000円×仮すまいの日数または100万円(別宅の場合20万円)のいずれか低い額が限度) ※行政機関による避難勧告等の場合で賃借費用が発生しなかった期間については、仮すまい費用の額を、1回の事由につき、仮すまいを要する人数に当該期間1日あたり2,000円を乗じた額とみなします。	
	●庭木等復旧費用保険金(注11) 構内の物干し、庭木、遊具等に①～⑧の事故があった場合。ただし、建物について同一の事故により損害保険金が支払われるときに限り、ます。	○	○	×	×	×	●復旧費用の実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに10万円が限度)	
	●バルコニー等修繕費用保険金 バルコニー等の共用部分が偶然な事故による損害を受け、管理規約にもとづき修繕の義務が生じ、実際に修繕した場合	×	×	○	○	×	●修繕費用の実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに10万円が限度)	
	●損害防止費用(例:消火薬剤の再取得費用) 事故発生時、その損害を防止、軽減するため、消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○	○	●実費	
	●臨時費用保険金(注2)(注12) ①～⑧、⑪の事故により損害保険金が支払われる場合(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	○	○	○	○	○	●損害保険金×30%(専用住宅:100万円が限度、併用住宅:500万円が限度。⑪の事故(別宅家財)の場合、専用住宅:20万円が限度、併用住宅:100万円が限度。いずれも1回の事故につき1構内[敷地内]ごとの限度額)	
	●残存物取片づけ費用保険金(例:焼け跡の整理にかかる費用)(注2) ①～⑧、⑪の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけを行ったとき(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	○	○	○	○	○	●残存物の取片づけに必要な費用の実費(損害保険金×10%が限度)	
	●失火見舞費用保険金(例:近所へのおわびにかかる費用)(注2) ①の事故(落雷を除きます。))により他人の所有物を滅失・き損・汚損させた場合	○	○	○	○	○	●被災世帯または法人数×50万円(1回の事故につき保険金額(注8)×20%が限度。別宅家財の①の事故(落雷を除きます。))による場合は保険金額×4%が限度。)	
	●地震火災費用保険金(注2) 建物:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合 家財:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財(別宅家財を含みます。))が全焼または収容建物が半焼以上となった場合	○	○	○	○	○	●保険金額(注8)×5%(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに300万円が限度) ※別宅家財の場合、保険金額×1%(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに60万円が限度)	
	●修理付帯費用保険金(例:原因調査費用、点検費用、仮修理の費用)(注2) ①～⑧、⑪の事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり保険会社の承認を得て必要かつ有益な所定の費用を支出した場合	○	○	○	○	○	●実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに保険金額(注8)×10%または100万円のいずれか低い額が限度) ※⑪の事故(別宅家財)の場合は保険金額(注8)×2%または20万円のいずれか低い額が限度	
	●特別費用保険金(注2)(注13) ①～⑧の事故で損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合	○	○	○	○	○	●損害保険金×10%(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに200万円が限度)	

(注1) 保険期間が6年以上の場合(「家財追加担保特約」によるお引受けとなる場合)の家財については、「床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、家財に損害が生じた場合」に読み替えます。また、「水災不担保特約(建物担保条項用)」(オプション特約)をセットされる場合、建物については補償されません。  
(注2) 保険期間が6年以上の場合、「家財追加担保特約」によるお引受けとなり、家財に関しては補償されません。  
(注3) 盗難が6年以上の場合、「家財追加担保特約」によるお引受けとなり、補償されません。  
(注4) 「別宅」とは保険証券記載の建物構内[敷地内]の外(日本国内に限り、ます。))にある被保険者または被保険者と生計を共にする親族が居住する建物(い、「別宅家財」とは「別宅」の構内[敷地内]に収容されている被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財をい、ます。)  
(注5) 再調達価額を基準に算出します。ただし、保険期間が6年以上の場合(「長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型・ホームライフ総合保険用)」をセットされる場合を除きます。)、かつ建物の保険金額が再調達価額の80%を下回る場合、建物の損害の額の全額は補償されません。  
(注6) 貴金属・宝石、美術品等の損害の額の算定は時価額によるものとし、保険証券に明記されないものについては、損害の額が30万円を超える場合、損害の額を30万円とみなします。  
(注7) 「家財追加担保特約」によるお引受けとなる場合、貴金属・宝石、美術品等の損害については、1個または1組の損害の額が30万円を超えるとき、損害の額を30万円とみなします。  
(注8) 「長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型・ホームライフ総合保険用)」をセットされる場合、「保険金額」は「保険金額×支払保険金限度率」と読み替えます。  
(注9) 再調達価額を基準に算出します。ただし、貴金属・宝石、美術品等の損害の額の算定は時価額によるものとし、損害の額が30万円を超える場合、損害の額を30万円とみなします。  
(注10) 次のいずれかの場合には本補償はセットされません。①約定付保割合を100%未満で設定される場合 ②「他の保険契約がある場合の価額協定特約」をセットされる場合  
(注11) 「住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約」(オプション特約)をセットされる場合、本補償によらず、当該オプション特約での補償となります。  
(注12) 「臨時費用保険金限定担保特約(盗難・水災・破汚損等不担保)」(オプション特約)をセットされる場合、⑥～⑧の事故によるときは補償されません。  
(注13) 次のいずれかの場合には本補償はセットされません。①保険期間が6年以上の場合(「長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型・ホームライフ総合保険用)」をセットされる場合を除きます。)) ②「他の保険契約がある場合の価額協定特約」をセットされるご契約で、損害が発生したとき「保険金額<(保険証券記載の評価額一他の保険契約の保険金額)」となる場合



## 主なオプション特約 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人賠償責任総合担保特約 (来訪者傷害見舞費用担保特約付帯)</p> <p>◇個人賠償責任 日常生活に起因する偶然な事故または住宅(保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物)の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により他人に「人身の障害(ケガ・病気・死亡・後遺障害、不当な身体拘束、名誉毀損、プライバシーの侵害等をいいます。)」を与えたり、他人の財物を損壊したりしたために、法律上の賠償責任を負った場合</p> <p>◇受託品賠償責任 他人からの預かり物やレンタル品を、保管・管理している間に損壊、紛失または盗取されたことにより持ち主に対して法律上の賠償責任を負った場合</p> <p>◇来訪者傷害見舞費用 来訪者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、死亡・後遺障害・入院・通院となった場合に慣習として見舞金を支払ったとき</p>	<p>●損害賠償金(保険証券記載の支払限度額が限度)</p> <p>●争訟費用(裁判費用・弁護士費用・示談費用) ※損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。</p> <p>●臨時費用(他人に「人身の障害」を与え、被害者が死亡された場合は、1事故につき被害者1名あたり10万円を、20日以上入院された場合は、1事故につき被害者1名あたり2万円を、被保険者にお支払いします。)</p> <p>●損害賠償金—自己負担額3,000円(同一保険年度を通じ30万円が限度)をお支払いします。</p> <p>●争訟費用(裁判費用・弁護士費用・示談費用) ※損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。</p> <p>●死亡:1名につき20万円、後遺障害:程度に応じ1名につき1.5~20万円、入院:入院日数に応じ1名につき1.5~10万円、通院:通院日数に応じ0.75~5万円を限度として実費をお支払いします(すべてを通じ1回の事故につき50万円が限度)。</p>	<p>①個人賠償責任、受託品賠償責任、来訪者傷害見舞費用共通 ・ご契約者や被保険者の故意 ・地震、噴火、津波、戦争、暴動 ・核燃料物質、放射能汚染に起因する事故</p> <p>②個人賠償責任、受託品賠償責任共通 ・業務遂行に直接起因する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者相互間の賠償責任 ・被保険者の心神喪失</p> <p>③個人賠償責任 ・自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任</p> <p>④受託品賠償責任 ・受託品の自然の消耗、劣化、かび、さび、電気的事故、機械的事故 ・下記に掲げる物の損壊、紛失または盗取 [通貨、預貯金証書、有価証券、貴金属、美術品、動植物、自動車、原動機付自転車、自転車(住宅外にあるとき)等]</p> <p>⑤来訪者傷害見舞費用 ・来訪者の故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、妊娠、出産、病気、心神喪失</p>
<p>借家人賠償責任総合担保特約</p> <p>◇借家人賠償責任 火災、爆発、水ぬれその他偶然な事故により、借戸室を損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合</p> <p>◇修理費用 被保険者の責によらない偶然な事故により借戸室が損壊し、建物賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合(建物の主要構造部や居住者の共同利用部分を除きます。)</p>	<p>●損害賠償金(保険証券記載の支払限度額が限度)</p> <p>●争訟費用(裁判費用・弁護士費用・示談費用) ※損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。</p> <p>●実費—自己負担額3,000円(300万円が限度)をお支払いします。</p>	<p>①借家人賠償責任、修理費用共通 ・ご契約者や被保険者の故意 ・瑕疵(かし)、自然の消耗、劣化、かび、さび ・地震、噴火、津波、戦争、暴動による事故 ・借戸室の改築、増築、取りこわしに起因する事故 ・すり傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害)</p> <p>②借家人賠償責任 ・貸主との間の特別の約定により加重された賠償責任 ・借戸室を貸主に引き渡した後で発見された損害</p>
<p>類焼損害担保特約・類焼傷害担保特約</p> <p>◇類焼損害担保特約:被保険者の建物、家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣にお住まいの方の住宅建物、家財が損害を受けた場合</p> <p>◇類焼傷害担保特約:類焼損害担保特約の補償対象となる事故により近隣の方が傷害を被り、直接の結果として以下の状態となった場合 ※死亡保険金:事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ※後遺障害保険金:事故の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じた場合 ※重傷保険金:事故の日からその日を含めて180日以内に重傷(14日以上入院または30日以上医師の治療を要する場合。ただし、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを除きます。)が生じた場合</p>	<p>●類焼損害担保特約 ・損害の額(注1)(同一保険年度を通じ、最大で1億円) ※他の保険契約から支払われる保険金の額を差し引いた残額をお支払いします。</p> <p>●類焼傷害担保特約 ・死亡保険金:1事故1名につき最大で1,000万円が限度 ※左記の死亡保険金、後遺障害保険金、 ・後遺障害保険金:1事故1名につき最大で1,000万円が限度 重傷保険金を合算して、1事故につき ・重傷保険金:1事故1名につき最大で200万円が限度 5,000万円が限度</p>	<p>・ご契約者や被保険者の故意 ・近隣の方の故意、重大な過失または法令違反 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質、放射能汚染による事故 ・通知締切日(当社に対して損害の発生がはじめて通知された日からその日を含めて60日目。ただし事故日の翌日から2年を超えない。)以降に通知された損害</p>
<p>住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約</p> <p>◇構内の庭木:基本補償①~⑧の事故により損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死し、これを復旧するための費用を負担した場合(基本補償④~⑥、⑧の事故の場合は、建物について同一の事故により損害賠償金が支払われるときに限ります。)</p> <p>◇庭木以外の構内の屋外設備等:基本補償①~⑧の事故により損害を受け、これを復旧するために費用を負担した場合 ※基本補償②の事故の場合は、保険の対象である建物および家財と合算して、その復旧費用が20万円以上となることに限ります。 ※基本補償⑦の事故の場合は、庭木または庭木以外の屋外設備等が地盤面より45cmを超える浸水を被ったときに限ります。</p>	<p>●構内の庭木:復旧費用の実費(注2)(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに建物の保険金額(注3)×5%が限度)</p> <p>●庭木以外の構内の屋外設備等:復旧費用の実費(注2)(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに建物の保険金額(注3)×5%が限度) ※基本補償⑧の事故の場合、建物について同一の事故により損害賠償金が支払われないときは、自己負担額1万円</p>	<p>○「基本補償」の保険金等をお支払いしない主な場合に加え、次に掲げるものに生じた損害 ・畳、建具 ・電気、ガス、暖房・冷房設備 ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚 ・主として業務用のもの ・野積の動産 ・屋外設備等に収容されているもの ・被保険者が所有していないもの ・補修維持管理が適切に行われておらず、かつ現に使用されていないもの ・かき、鉢植、草花</p> <p>○建物について特約により補償対象外としている事故による損害</p>
<p>家財追加担保特約(限定危険担保・保険金額定額型)</p> <p>◇特約家財保険金 保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に、下記①~⑦の事故による損害があった場合 ①火災、消防活動による水ぬれ、落雷、破裂・爆発 ②建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ③水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの) ④騒ぎょう、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊 ⑤盗難(盗難による家財の盗取、き損、汚損) ⑥水害(保険証券記載の建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、家財に損害が生じた場合)</p> <p>⑦風災、ひょう災、雪災(台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災[こう水・高潮を除きます。]、ひょう災、または豪雪、なだれ等の雪災)</p> <p>◇損害防止費用 事故発生時、その損害を防止、軽減するため、消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合(例:消火薬剤の再取得費用等)</p>	<p>●損害の額(注4)(家財追加担保特約の特約家財保険金額が限度) ※貴金属・宝石、美術品等の損害 1個または1組につき30万円が限度 ※通貨・預貯金証書・乗車券等の盗難 ・通貨等:1回の事故につき20万円が限度 ・預貯金証書(通帳・キャッシュカードを含みます。):1回の事故につき200万円または家財追加担保特約の特約家財保険金額のいずれか低い額が限度 ・乗車券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券・定期券・回数券(プリペイドカードを除きます。):1回の事故につき5万円が限度</p> <p>●損害の額(注4)—自己負担額3,000円 (家財追加担保特約の特約家財保険金額が限度)</p> <p>●実費</p>	<p>①「基本補償」の保険金等をお支払いしない主な場合に加え、以下の事由によって生じた損害 (*印:火災、破裂・爆発が発生し、保険の対象に損害が生じた場合には保険金等をお支払いします。) ・保険証券記載の建物の所在する構内の外[敷地の外]にある間に生じた損害 ・置き忘れまたは紛失 *保険の対象である家財の電気的事故・機械的事故(故障) *保険の対象である家財の破損・汚損等</p> <p>②事故の際の諸費用等(11~12ページをご覧ください。)についても、「損害防止費用」を除き、お支払いしません。</p>

(注1) 再調達価額を基準に算出します。  
(注2) 「建物風ひょう雪災支払条件変更特約(免責3,000円)」(オプション特約)をセットされる場合、「風災・ひょう災・雪災」による損害については自己負担額3,000円となります。このオプション特約の詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。  
(注3) 「長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型)」(オプション特約(14ページ))をセットされる場合、「保険金額」は「保険金額×支払保険金限度率」と読み替えます。  
(注4) 再調達価額を基準に算出します。ただし、貴金属・宝石、美術品等の損害については、時価額を基準に算出します。



# 火災保険契約概要のご説明

## 1 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

#### ① 商品の名称

ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」 注:「ホームピカイチ」は、ホームライフ総合保険の愛称です。

#### ② 商品の仕組み

##### 【基本補償】

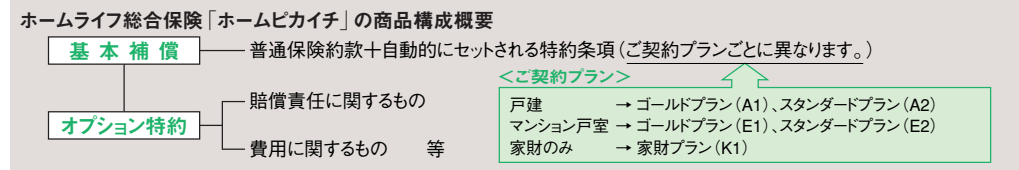
ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」では、火災による損害はもちろんのこと、落雷や爆発、風災や雪災などの損害をはじめとして、水害、盗難、建物外部からの物体の衝突、水ぬれ、破損・汚損等によって生じた損害に対する補償等、大切な住まいや家財を守るための幅広い補償が用意されています。また、上記損害による臨時の支出費用や残存物の取片づけにかかる費用、近所へのおわびにかかる費用等をお支払いします。

(注)セットされる特約によっては、上記の事故または費用の一部が補償されない場合があります。

##### 【オプション特約】

ご希望により、損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する特約をセットできます。

- 「戸建建物」、「マンション戸室」、「家財のみ」等、お客さまのニーズに応じた「**ご契約プラン**」をご用意しております。
- 地震保険をご契約された場合には、地震等により建物、家財等が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
- 建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。建物とは別に家財の保険金額をお決めになり、ご契約ください。



### (2) 補償内容

#### ① 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)

保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。ご契約プランによって補償内容が異なります(下記に掲げる事故の一部が補償対象外となる場合もあります。)ので、詳細は普通保険約款・特約条項等でご確認ください。

火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の飛来・衝突、水ぬれ、騒じょう・労働争議、盗難、水災、破損・汚損等、建物付属機械設備の電気的・機械的事故 等

#### 【主な費用保険金等】

また、上記の保険金とは別に、事故の形態によっては被災時の様々な費用を補償する費用保険金等をお支払いします。主なものは次のとおりです(ご契約プランによって支払われる費用保険金等は異なります。)。費用保険金等の詳細は普通保険約款・特約条項の「費用担保条項」等の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金、水道管修理費用保険金、仮すまい費用保険金、ドアロック交換費用保険金、特別費用保険金 等

#### ② 保険金等をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」では、次に掲げる事故によって生じた損害、傷害または費用に対しては保険金等をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- 保険料をお支払いいただく前に生じた事故(「初回保険料の口座振替に関する特約」等、特定の特約をセットした場合を除きます。)
- ご契約者や被保険者の故意、重大な過失または法令違反
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。)
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ■ 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故 等

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

● 地震保険をご契約されない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても地震火災費用保険金以外の保険金等はお支払いしません。

\*居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)または家財を対象とする火災保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認」欄を確認のうえ押印ください。

● 上記のほか、次のような場合にも保険金等をお支払いしません。

- (建物が保険の対象の場合) 風災、ひょう災、雪災の場合で1構内[敷地内]の損害の額が20万円未満のとき(※特約により別段の定めがある場合を除きます。)
- (家財が保険の対象の場合) 風災、ひょう災、雪災、破損・汚損等の場合で1事故の損害の額が3千円以下のとき
- (建物または家財が保険の対象の場合) 破損・汚損等による損害の額が3千円以下のとき
- 水害の場合で損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水のいずれにも至らなかったとき
- 家財または身の回り品の置き忘れまたは紛失 ■ 機械設備の消耗部品・付属品の交換 等

● 上記以外にもお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約条項等でご確認ください。

### (3) セットできる主な特約およびその概要

ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」にセットできる主な特約は次のとおりです。概要についてはこのパンフレットの13～14ページ、19～20ページをご覧ください。

個人賠償責任総合担保特約、借家人賠償責任総合担保特約、住宅付属屋外設備等復旧費用担保特約、類焼損害担保特約・類焼傷害担保特約、家財追加担保特約、長期保険保険料一括払特約(新価実損払・限度額約定型)、臨時費用保険金限定担保特約(盗難・水災・破汚損不担保) 等

### (4) 保険期間

ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」の保険期間は、1年です。また、2年以上36年以下(保険料の払込方法が長期年払の場合は2年以上10年以下)の整数年による長期契約も可能です。ただし、家財を保険の対象に含める場合または家財のみのご契約の場合は最長5年までとなります(なお、補償内容を限定した家財追加担保特約(オプション特約)については、建物のご契約とのセットにより、6年以上36年以下での家財のご契約が可能です。)。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

### (5) 保険金額

保険金額の設定につきましては、次の①～④にご確認ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

- ① 建物を保険の対象とする場合は、簡易評価をさせていただき再調達価額(同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額)をもとめて、再調達価額×30～100%(10%刻み)で保険金額を決めていただきます。ただし、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、再調達価額×100%でのご契約をおすすめします。事実と異なるご申告が原因で誤った評価が行われた場合、損害の額の全額はお支払いできないことがあります。
- ② 家財を保険の対象とする場合は、再調達価額に相当する額の範囲内で、100万円以上10万円単位で保険金額をお決めください。ただし、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、再調達価額いっぱいのご契約をおすすめします。なお、1点30万円を超える貴金属・宝石、美術品等を申込書に明記してご契約される場合は、その時およびその場所における価額(時価額)を、通常の家財とは別に「明記物件」の保険金額としてお決めになり、ご契約ください。また、保険期間が6年以上の場合(家財追加担保特約がセットされる場合)は、再調達価額に相当する額の範囲内で、100万円～1,500万円の範囲内かつ100万円単位で保険金額をお決めください。
- ③ 保険金額が再調達価額(明記物件の場合は時価額)に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなる場合があります。
- ④ 建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。建物とは別に家財の保険金額をお決めになり、ご契約ください。※地震保険の保険金額の設定方法は取扱いが異なります。詳しくは22ページの4.(5)をご覧ください。

- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細については普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 2 保険料

保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

## 3 保険料の払込方法について

ご契約と同時に保険料の全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。分割払のうち、一般分割払の場合には、保険料が割増となり、払込方式等により割増率が異なります。

払込方式	一般分割払(保険期間1年のみ)		一時払 (保険期間は1年～36年)
	払込回数	割増率	
口座振替方式	○ 12回	5%	○
直接集金方式	○ 12回	10%(地震保険は6%)	○

(注) 分割払には、上記「一般分割払」のほか、保険期間を2年以上10年以下の整数年で設定し毎年保険料を払い込む「長期年払」があります。上記以外に、ご契約者の勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、一定の条件があります。また、払込方式につきましては、現金のほかに口座振替払や当社の指定するクレジットカード等により保険料を支払う方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 4 地震保険の取扱い

### (1) 商品の仕組み

地震保険を単独で契約することはできません。ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」とあわせてご契約ください。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認」欄をご確認のうえ、押印ください(\*)。

\*居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)または家財を対象とする火災保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。

### (2) 補償内容

① 地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
半損のとき	地震保険の保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)

損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準(注)」に従って行います。上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いしません。(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと。

② 損害保険会社全社で算出された保険金の総額が1回の地震等で5兆5,000億円を超える場合には、お支払いする保険金は下記算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成21年2月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5兆5,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

※72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

### (3) 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

① 家財が保険の対象の場合、次のものは地震保険の保険の対象には含まれません。「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等」については、「明記物件」としてホームライフ総合保険「ホームピカイチ」の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。

- 通貨、有価証券・預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

② 建物、家財が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後

### (4) 保険期間

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約を組み合わせ、セットで契約するホームライフ総合保険「ホームピカイチ」の保険期間とあわせてご契約いただけます。なお、「ホームピカイチ」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

### (5) 保険金額

① 地震保険の保険の対象は、「居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅)」および「家財」となります。

② 建物、家財ごとに、ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」の**保険金額の30%～50%**の範囲でお決めください。ただし、**建物5,000万円、家財1,000万円**が限度となります。

### (6) 保険料

保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引といった割引制度があります。

\*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

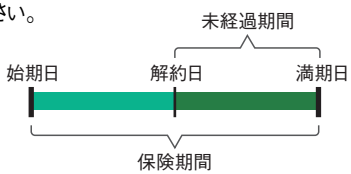
## 5 満期返れい金・契約者配当金

ホームライフ総合保険「ホームピカイチ」および「地震保険」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 6 解約返れい金の有無

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にすみやかに申出ください。

- \*1 解約日から保険契約の満期日までの期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図を参照ください。)分よりも少なくなります(例えば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなる場合があります。)。
- \*2 ご解約にともない、保険料のお支払状況、事故発生の有無等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。



### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

受付時間:平日9:15～20:00 土日・祝日9:15～17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

「三井住友海上お客さまデスク」  
**0120-632-277** (無料)

### (社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、韓旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

携帯電話:PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。 受付時間:平日9:00～18:00

### 万一事故にあわれたら

事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

24時間365日 事故受付サービス **0120-258-189** (無料) 事故はいち早く



## ご契約にあたっての注意事項（ホームピカイチ、地震保険）

### 1.ご契約時にご注意いただきたいこと

■ご契約の際は、申込書の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者および被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります）。申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、ご契約は無効となります。

- ・他人のために保険契約をする場合、ご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき
- ・ご契約者または被保険者が保険の対象がすでに火災等の損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていた場合

■1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等を対象としてご契約される場合は、ご契約の際に、「明記物件」として申告していただく必要があります。保険証券に明記されない場合、1個または1組につき最高30万円までのお支払いとなります。また、保険期間が6年以上の場合で、家財について「家財追加担保特約（オプション特約）」をセットしてご契約される場合は、明記物件を明記してお引受けすることができませんので、最高でも30万円までのお支払いとなります。なお、地震保険では、保険証券に明記された場合でも保険金のお支払いの対象とはなりません。

■このご契約と同様の損害を補償する、他の保険契約または共済契約がある場合には必ずお知らせください。  
■住宅金融公庫（平成19年4月1日以降は独立行政法人住宅金融支援機構）等、公的融資に関わる建物については、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申出ください。

■ご契約時に保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。また、保険始期日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ただし、ご契約時に保険証券の送付時期について保険始期日以降をご指定されている場合（証券発送調整）には、保険証券は保険始期日以降に送付しますので、予めご了承ください。なお、保険証券添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

### 2.補償の開始時期

■保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

■保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約」等の特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金等をお支払いしません。

### 3.ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

保険期間が1年を超えるご契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、クーリングオフに関するご説明書類をご覧ください。

### 4.ご契約後にご注意いただきたいこと

■ご契約後に下記の変更が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がないと、変更後に生じた損害について保険金等をお支払いできない場合があります。

・建物等を売却・譲渡される場合	・建物の買い替えまたは建替えをされる場合
・建物の構造または用途を変更される場合	・ご契約者の住所・通知先を変更される場合
・お引越し等により保険の対象を他の場所に転移される場合	・建物を増築・改築または一部取り壊される場合 等

■保険価額は、物価変動、増改築、家族構成の変化などにより変動しますので、保険金額については毎年見直しされることをおすすめします。見直しにあたっては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### 5.事故が起こった場合の手続き

■事故の通知  
直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡が遅れますと保険金等のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合があります。

■当社にご相談いただきたいこと  
個人賠償責任総合担保特約または借家人賠償責任総合担保特約等に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず当社に連絡し当社の承認を得てください。当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。

### ■示談交渉サービス（賠償事故解決特約）について

賠償事故解決特約がセットされている場合は、国内で発生した損害賠償事故（ただし、個人賠償責任総合担保特約または借家人賠償責任総合担保特約で補償される損害賠償事故に限ります。）について被保険者のお申出があり、かつ被害者の同意が得られれば、当社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

### 6.保険金お支払い後のご契約

建物に関する損害保険金、または自宅内家財に関する損害保険金のお支払額が、それぞれ1回の事故で保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とします。）に相当する額となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、前記に該当しないときは、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

### 7.解約と解約返れい金

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にすみやかに申し出ください。なお、解約に際しては、解約返れい金を返還させていただく場合または保険料について追加のご請求をさせていただく場合があります。詳しくはこのパンフレットの22ページ「6.解約返れい金の有無」をご覧ください。

### 8.保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます（平成18年4月改正）。

### 9.個人情報の取扱いについて

ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

### 10.税法上の取扱い

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止され、平成19年1月から地震保険料控除制度が創設されました（注）。個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。なお新制度適用時期は所得税が平成19年、住民税が平成20年度からとなります（平成21年1月現在）。（注）平成19年1月1日以降始期のご契約、または平成18年12月31日以前始期契約で平成19年1月以降に保険料をお支払いいただくご契約が対象となります。

### 11.その他ご注意いただきたい事項

■複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

■ご契約者と被保険者が異なる場合には、申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

■このパンフレットは、ホームピカイチ（ホームライフ総合保険）および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約条項によって定まります。普通保険約款・特約条項は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。


### 万一、事故が発生した場合は

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

ご契約者さま向けサービスお書きま  サービスもこちらから